

定 款

平成24年3月23日制定

一般社団法人横浜市電設協会

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人横浜市電設協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、電気工事に関する技術の向上及び電気工事業の経営の合理化のための調査研究、研修会等の開催、安全管理指導並びに電気工事に関する普及啓発のための情報提供等を行うことにより、快適な都市生活を実現する上で重要な機能を担う電気設備の質的向上を通じて電気工事業の振興を図り、もって横浜市民の生活の安定と福祉の向上に寄与し、併せて会員相互の支援、交流、連絡等により会員に共通する利益を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 電気工事に関する技術の向上及び安全管理のための調査研究
- (2) 電気工事業の経営の合理化に関する調査研究
- (3) 電気工事に関する研修会及び講習会の開催
- (4) 電気工事の安全管理及び電気工事業の経営の合理化に関する指導
- (5) 電気工事に関する普及啓発のための情報の収集及び提供
- (6) 関係行政機関が行う災害防止活動に対する協力
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 建設業法第3条第1項の規定に基づき電気工事に係る建設業の許可を受けた個人又は法人で、横浜市内に本店を有し、この法人の目的に賛同して入会したもの。
- (2) 賛助会員 電設資材等の製造若しくは販売を行っている個人、法人又は団体で、この法人の目的に賛同し、事業に協力するために入会したもの。

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会において定めるところにより、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員になろうとするものは、総会において定めるところにより入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、理事会が定める退会届の提出により任意に退会できる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の議決を行う総会の1週間前までに理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格喪失)

第10条 前2条の他、会員が次のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

(1) 総正会員が同意したとき。

(2) 会員が死亡し、若しくは解散したとき、又は第5条に定める要件を喪失したとき。

(3) 会費を引き続き1年以上納入しないとき。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事（理事長、副理事長及び専務理事を含む。） 16人以上23人以内

(2) 監事 3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、3人以内を副理事長、1人を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般法上の代表理事とし、副理事長及び専務理事をもって一般法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、専務理事となる理事は、総会において会員以外の者から選任及び選定することができる。

- 5 理事長、副理事長及び専務理事（前項ただし書きの規定により正会員以外の者から選任及び選定する場合を除く。）は、理事会の議決によって理事の中から選定する。
- 6 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 7 監事は総会において選任する。

（理事の職務）

- 第12条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副理事長は、理事長を補佐してこの法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、その業務執行に係る職務を代行する。
 - 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。
 - 5 理事長、副理事長及び専務理事は事業年度毎に3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務）

- 第13条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告書を作成する。
 - (2) この法人の業務並びに財産の状況を監査する。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

（役員任期）

- 第14条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。また、補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 2 役員は、再任することができる。
 - 3 役員が第11条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員解任）

- 第15条 理事及び監事は、総会の議決によって解任することが出来る。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（役員報酬等）

- 第16条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うに要する費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関しては、総会において別に定める報酬等の支給基準に基づき支給する。

第4章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第17条 この法人に、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会において選任する。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は無報酬とする。また、名誉会長、顧問及び相談役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第5章 総会

(総会の構成等)

第18条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 第1項の総会をもって一般法上の社員総会とする。

(総会の権能)

第19条 総会は、一般法に規定する事項並びにこの定款で定めるものを議決する。

(総会の開催)

第20条 通常総会は5月又は6月に開催し、通常総会をもって一般法上の定時社員総会とする。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示した書面により理事に招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、理事会の議決に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとする場合には2週間前までとする。

(総会の議長)

第22条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員のうちから選任する。

- 2 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、及び総会の事務を統括する。

(総会の定足数)

第23条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第24条 総会の議事は、一般法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に定めるものを除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。

(議決権)

第25条 総会における正会員の議決権は、1人につき1個とする。

(総会における書面表決等)

第26条 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第23条及び第24条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の要領及びその結果
- (6) 総会において述べられた意見又は発言の概要
- (7) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (8) 議長の氏名
- (9) 議事録の作成に係る職務を行ったものの氏名
- (10) その他法令で定める事項

第6章 理 事 会

(理事会の構成)

第28条 この法人に理事会を置く。また、理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は次の職務を執行する。

- (1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長、副理事長、専務理事（総会において正会員以外の者から選任及び選定した者を除く）及び第37条に規定する委員の選定及び解職

（理事会の開催）

第30条 理事会は、理事長が必要と認めたとき、又は理事長以外の理事から会議の目的たる事項を示して請求のあったときに開催する。

（理事会の招集）

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するには、すべての理事及び監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

（理事会の議長）

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（理事会の定足数）

第33条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

（理事会の議決）

第34条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は理事会の議決に理事として加わることはできない。

（理事会議決の省略）

第35条 理事が理事会の議決の目的である事項について提案し、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

（理事会の議事録）

第36条 理事会の議事録については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事が記名押印しなければならない。

第7章 委員会

（委員会）

第37条 この法人の業務の円滑な運営を期するため委員会を設けることができる。

- 2 委員会の種類、組織、運営方法等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。
- 3 委員は、会員のうちから理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 4 委員長は理事とし、当該委員会を代表し、その業務を統括する。
- 5 委員及び役員は、相互にこれを兼ねることを妨げない。
- 6 委員会は、理事長の諮問に応じ、この法人の業務の運営について協議する。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第38条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免し、事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第39条 資産は、理事会の議決を経て理事長が管理する。また、理事会は重要な財産の取得及び処分を理事に委任することは出来ない。

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後に理事長が事業報告書、収支計算書、損益計算書（正味財産増減計算書）、貸借対照表及びこれらの附属明細書を作成し、監事の監査及び理事会の承認を得て、通常総会において承認を得なければならない。

(長期借入金)

第43条 この法人が資金の借り入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において、総正会員の3分の2以上の議決によらなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第45条 この法人は、総会の議決その他の法令で定められた事由により解散する。

2 総会の議決をもって解散する場合は、総正会員の3分の2以上の議決によらなければならない。

3 清算のときに有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人に寄付する。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 雑 則

(委 任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事（理事長）は、山口宏とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 社団法人横浜市電設協会の諸規則等は、一般社団法人横浜市電設協会の諸規定等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。